

製造業水道料金助成事業について

平成 23 年 2 月 15 日
商 工 観 光 部

1 事業実施の背景と目的

(1) 背景

ア 企業間競争の激化

地域経済の低迷，グローバル競争の激化等による厳しいコスト削減の影響が当市の企業へも直接・間接に及んでいる。

イ 盛岡商工会議所等からの要望

盛岡商工会議所からの要望書や玉山地区地域協議会の答申において，工業振興や水道料金等の負担軽減についての要望・意見が出されているほか，立地企業との懇談会などで同様の意見が出されている。

(2) 目的

水道は，製造業の製品の品質や製造コストと密接に結びついているほか，安定的な供給やその料金は，企業が立地を決定する重要な要件である。このため，製造業水道料金助成を行う補助金の創設により，厳しい経営環境に置かれている製造業企業の活発な生産活動を支援するとともに企業誘致を促進し，もって工業振興を図ることを目的とする。

2 補助内容

(1) 補助条件

ア 補助対象企業

対象企業は，日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）中，「大分類 E—製造業」（例：食料品製造業，金属製品製造業）に掲載されている業種を営んでいる企業とする。

イ 補助基準

年間（1 月～12 月）の使用量 1,000 m³を超えた水道使用量 1 m³あたり 60 円の補助金を交付する。なお，補助額の上限は 3,000 千円とする。

ウ 補助単価

市水道料金における従量料金の最大の単価（272 円/m³）と市水道の給水原価の差額を考慮し，補助単価を 60 円とする。

エ その他の条件

対象企業は，市税（固定資産税・都市計画税・法人市民税）と水道料金を滞納していないこと。

(2) 予算額

14,000 千円

なお，平成 21 年度水道使用量実績から試算すると，補助金を受けられる企業は，32 社（うち玉山区は 5 社）を見込んでいる。

(3) 事務手続き等

ア 補助申請は，前年分の水道使用量の実績や料金の納付等を確認できる書類を添付して毎年 2 月 15 日までに市に対し行う。

イ 市は，当該年度中に対象企業に補助金を交付する。

3 周知方法

市広報，市HPによる周知のほか，補助対象と推定される個別企業に直接周知を図る。